

平成十三年二月二日提出  
質問 第八号

「公益法人の設立及び指導監督基準の運用指針」に関する質問主意書

提出者 加藤 公一

「公益法人の設立及び指導監督基準の運用指針」に関する質問主意書

「衆議院議員加藤公一君提出「公益法人の設立及び指導監督基準の運用指針」に関する質問に対する答弁書」（平成十二年十二月十五日答弁）に、「主務官庁は、「既に設立されている法人において、本基準に適合しないものがある場合には、原則として本基準に、本基準の閣議決定日から三年以内に適合」するよう、当該公益法人を指導監督する責務がある」とあるが、閣議決定日から三年を経た後においても、本基準への適合が見られない場合には、主務官庁は、直ちに、本閣議決定に違背したことになるのか。

右質問する。